

平成 3 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 7 号

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例  
の一部を改正する条例の制定について

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例  
の一部を改正する条例

(函館市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 函館市行政不服審査法施行条例 (平成 2 8 年函館市条例第 6 号)  
の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(函館市火災予防条例の一部改正)

第 2 条 函館市火災予防条例 (昭和 4 8 年函館市条例第 1 8 号) の一部  
を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業  
標準化法」を「産業標準化法」に、「第 1 7 条」を「第 2 0 条第 1 項」  
に改める。

第 3 4 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に  
改め、同項第 1 号ただし書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に  
改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の一部改正に伴う規定の整備等をするため